

農業データ連携基盤協議会規約

平成 29 年 8 月 22 日 制定

第 1 名称

この会は農業データ連携基盤協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

第 2 目的

この協議会は、内閣府の S I P 「次世代農林水産業創造技術」生産システムコンソーシアム E、「農業データ連携基盤の構築」のアウトリーチ活動の一環として設立されたものであり、データの連携・共有・提供などの機能を有する農業データ連携基盤の設計・開発・運営などについて、提案・検討や普及・啓蒙活動を通じ、各機関・個人等が農業データ連携基盤を活用するなどにより、農業関係のデータの利活用の拡大に向けて農業関連サービスの拡充、会員間の情報連携・共有や新たなサービスの創発に寄与することを目的とする。

第 3 活動

- 1 次に掲げる事項について関係者の知見・技術・実績を活用・協議し、農業関係のデータの利活用の拡大や農業関連サービスの拡充などに向けた提案・検討を行う。
 - (1) 農業 ICT サービスの普及・価値向上に関すること
 - (2) 農業データ連携基盤の機能・連携サービス・データの拡充に関すること
 - (3) 行政や研究機関等の公的データの活用に関すること
 - (4) データの利用・提供等のルールに関すること
 - (5) データの知的財産権の取扱いに関すること
 - (6) 農業分野以外の異分野サービスとの連携に関すること
 - (7) 農業データ連携基盤の普及・啓蒙に関すること
- 2 会員間の連携及び情報共有を図る。
- 3 その他前項に定める目的を達するために必要なことを行う。

第 4 会員

協議会の目的及び活動に賛同する企業、団体等を会員とする。

第 5 入会

会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、幹事会の承認を得て会員になることができる。

第6 退会

- 1 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、会長に届け出なければならない。
- 2 会員が、本規約を遵守しないとき又は協議会の名誉を毀損する行為を行ったときは、幹事会の議決により、文書による通知をもって退会する日を指定して、当該会員を退会させることができる。
- 3 前項により退会通知を受けた当事者は、退会により生じた損害について、協議会に対しなんらの請求をしない。ただし、協議会からの損害賠償の請求は妨げない。
- 4 第2項の規定により退会する場合、本規約で定めた事項は将来に向かって効力を失い、退会した会員は、必要な当事者への財物の返還や債務の弁済を速やかに行う。

第7 会長及び副会長

- 1 協議会に会長1名、副会長を若干名置く。
- 2 会長、副会長は総会で選任する。
- 3 会長、副会長の任期は2年とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括し、副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その会務を代行する。

第8 オブザーバー

- 1 協議会にオブザーバーを若干名置く。
- 2 オブザーバーは、行政機関とする。
- 3 オブザーバーは、総会、幹事会、テーマ別分科会に必要な応じて参加し、協議会の目的達成のための助言と支援を行う。

第9 総会

- 1 協議会に、総会を設置する。
- 2 総会は、会長が招集し、議長を務める。
- 3 総会は、会員をもって構成し、必要に応じ随時開催することとし、必要に応じ書面又は電子メールによる開催とすることができる。
- 4 総会の議事は、自由な意見交換を担保する観点から、対外的に非公開とする。
- 5 総会は、幹事会の構成員として幹事を選任する。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第10 幹事会

- 1 協議会の活動を円滑に行うため、幹事会を設置する。
- 2 幹事会は、会長が招集し、議長を務める。

- 3 幹事会は、必要に応じ随時開催することとし、必要に応じて書面又は電子メールによる開催とすることができる。
- 4 幹事会は、会員のうち農業データ連携基盤を設計・開発する会員、農業データ連携基盤を利活用してサービスの提供若しくは接続を行う会員又はデータやサービスを利用する会員（農業者等の団体を含む。）であって総会で選任された幹事のほか、会長・副会長を以て構成する。
- 5 幹事会の議事は、自由な意見交換を担保する観点から、対外的に非公開とする。
- 6 幹事会は、幹事の過半数の出席をもって成立する。
- 7 幹事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 幹事会は次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会で検討する議事に関する事項
 - (2) 会員の入会・退会に関する事項
 - (3) テーマ別分科会の設置に関する事項
 - (4) その他、協議会の円滑な運営のために必要な事項

第 11 テーマ別分科会

- 1 幹事会の定めるところにより、この協議会にテーマ別分科会を設置する。
- 2 テーマ別分科会に座長を置き、会長が指名する会員がこれに当たる。
- 3 会員は、座長が参加者の限定が必要として、テーマ別分科会の参加者を限定する場合を除き、任意にテーマ別分科会に参加することができる。

第 12 事務局

協議会の庶務等の事務を執行する事務局を置く。

第 13 著作権の帰属

会員自らが作成し、提供する資料等の著作権は当該会員に帰属する。なお、会員が資料等を提供した場合でも、当該資料等に係る著作権を協議会又はその他の会員に譲渡し、又は許諾するものではない。

第 14 秘密保持

- 1 会員は、アイデア、技術、その他資料など、協議会の活動等に関連して知り得た業務上の情報並びに会員等に関する個人情報（以下、「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持し、第三者に開示または漏洩してはならない。但し、受領した時点で既に公知の情報、自らの責によらずして公知となった情報、会員が既に適法に保有している情報及び開示する正当な権限を有する者から秘密保持義務を課されることなく受領した情報、並びに情報提供をした者が秘密保持の対象外とした情報についてはこの限りでない。
- 2 会員は、秘密情報を、協議会の目的以外の目的に使用せず、また協議会の目的達成のため

めに必要な範囲を超えて複製等を行わない。

- 3 会員は、退会時、またはそれ以前に協議会から要請があった場合は、秘密情報の全て（複製物を含む）を、協議会の指示に従い返却、廃棄又は消去するものとする。

第 15 反社会勢力の排除

- 1 会員は、現在、自身（法人の場合にはその取締役、執行役、執行役員、理事及び監査役その他の役員を含む。）が次の各号のいずれにも該当しないこと及び社会的や経済的に関係がないことを表明し、かつ将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを確約する必要がある。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (6) その他前各号に準ずる者
- 2 会員が前項各号のいずれかに該当し、又は前項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、第 6 の 2～4 の規定に従う。

第 16 規約の改正

この規約を改正する場合は、総会の決議をもって変更することができる。

第 17 解散

協議会は、会員による総会の過半数の議決により解散する。

第 18 雑則

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、幹事会において定める。

附則

- 1 この規約は、平成 29 年 8 月 22 日より施行する。
- 2 協議会設立時の会員は、第 5 の規定にかかわらず、協議会の目的や活動に賛同する企業等とし、協議会設立時の総会の出席者の 3 分の 2 の賛同をもって決定する。
- 3 協議会の活動方針及び活動に係る支出については、内閣府の S I P「次世代農林水産業創造技術」のアウトリーチ活動として、研究開発の実施主体（E.「農業データ連携基盤の構築」、研究代表機関 慶應義塾大学 S F C 研究所）によって取り扱われるものとする。